

2020年1月24日

日本銀行金融市場局

ETF貸付けの対象先公募について

1. はじめに

- 日本銀行では、次のスケジュールで指数連動型上場投資信託受益権の貸付け（以下「ETF貸付け」といいます。）の対象先を公募することとしました。

▼公募スケジュール

事務説明会への参加希望受付期間	2020年1月24日（金）～28日（火）
事務説明会 ^{（注）}	2020年1月29日（水）～31日（金）のいずれか1日 にご参加下さい —— 時間は、16：00～18：00のうち1時間を予定 —— 開催場所は、日本銀行本店です
公募開始日	2020年1月24日（金）
公募締切日等	公募締切日：2020年2月6日（木）午後3時 計数提出締切日：2020年2月14日（金）午後3時
選定結果の公表	2020年3月上旬以降の予定
選定先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

（注）対象先公募への応募を検討している先は、必ず事務説明会にご参加下さい。

「ETF貸付けの対象先選定に係る申請書」等は事務説明会に参加後、ご提出下さい。

2. 対象先の選定

- 対象先は、「ETF貸付けの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことがあります。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局 市場調節課

オペレーション企画グループ

中 村 (03-3277-1277)

池 田 (03-3277-0055)

E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

ETF 貸付けの対象先選定基準・手続

1. 対象先数

- 対象先となることを希望する先の中から、20先を選定します。

2. 対象先としての役割

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) ETF貸付けに積極的に応札すること
 - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が行うETF貸付けの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

3. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 日本銀行本店の当座預金取引先である金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）^(注)。
 - (注) ・金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます（以下同じです。）。
 - ・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます（以下同じです。）。
 - ・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます（以下同じです。）。
 - ・短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます。
 - (2) 日本銀行本店との当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを

利用していること。

(3) 株式等振替制度の加入者（株式会社証券保管振替機構が定める「株式等の振替に関する業務規程」第2条第16号に規定する加入者をいいます。）であること。

(4) 決済照合システム（株式会社証券保管振替機構が行う有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理するシステムをいいます。）を利用していること。

(5) 公募開始日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たすこと、または、公募開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が当該要件を満たすようになったと確認できること。

—— 「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/>）に掲載しています。

—— 公募開始日直前の決算期末の自己資本比率等が、公募締切日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

—— 公募締切日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ. 何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ. 日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関等からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

(6) 公募開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率等が実質的に「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たしていないとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

○ 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

4. 事務説明会

○ 対象先公募への応募を検討している先を対象に、日本銀行本店（新館4階）において次の日程で事務説明会を開催します。事務説明会への参加を希望する先は、下記の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

—— 電子メールのタイトルは「（金融機関等名）ETF貸付けの事務説明会への参加希望」、本文には、①事務説明会に出席される方の氏名（1先につき2名を上限とします。）、②所属部署、③連絡先電話番号、④電子メールアドレスおよび⑤参加希望日（第1希望日および第2希望日）をご記載下さい。

—— **事務説明会に参加していない先からの対象先公募への応募は受付ませんので、応募を検討している先は、必ず事務説明会にご参加下さい。**

事務説明会への参加希望受付期間	2020年1月24日（金）～28日（火）
事務説明会の開催日	2020年1月29日（水）～31日（金）のいずれか1日にご参加下さい。 —— 時間は、16：00～18：00のうち1時間を予定。
事務説明会の開催場所	日本銀行本店（新館4階）
連絡先	日本銀行 金融市場局 市場調節課 オペレーション企画グループ E-mail：post.fmd26@boj.or.jp TEL：03-3277-1277、03-3277-0055 所在地：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

5. 応募

(1) 応募の方法

- 対象先となることを希望する先は、必要書類を下表のとおり、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに提出して下さい（以下、「ETF貸付けの対象先選定に係る申請書」(別添1)を提出した先を「応募先」といいます。）。

提出頂く書類	提出期限	提出方法
「ETF貸付けの対象先選定に係る申請書」(別添1)	2020年2月6日(木) 午後3時	郵送または持ち込みにより、書面で提出下さい。 —— 所在地は、次のとおりです。 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
「ETF貸付けの対象先選定に係る計数等」(別添2)	2020年2月14日(金) 午後3時	電子メール(宛先: post.fmd26@boj.or.jp)で提出下さい。 —— タイトルは「(金融機関等名)ETF貸付けの対象先選定に係る計数等」として下さい。

(2) 応募に関する留意事項

- 応募頂くにあたり、原則、自己資本比率およびその算出根拠資料をご提出頂く必要はありません。ただし、次の①から④までの何れかに該当する場合には、これらの資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。
- 提出資料については、別添3の2.を参照して下さい。
- ① 公募締切日において初回の決算期末が到来していない先
 - ② 公募開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出済である先を除きます。）
 - ③ 公募開始日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）
 - ④ ①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他

の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

6. 選定方法

（1）応募先数が20先以内の場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確約している応募先数が20先以内の場合には、すべての応募先を対象先として選定します。

（2）応募先数が20先を超える場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確約している応募先数が20先を超える場合には、次のとおり対象先を選定します。

—— 次回以降の選定においては、応募先数が20先を超える場合には、ETF貸付けにおける借入実績についても勘案して選定を行う予定です。

- ① 次のイ. からハ. までの計数を点数化します（計数の定義等は、別添3の1. を参照して下さい。）。

イ. 日本株等の借入残高

ロ. 日本株等の貸付残高

ハ. 日本株等の貸付先数

- ② ①イ. からハ. までの計数の点数化方法

- 計数毎に次の算式で点数化します（満点は、イ. : 40点、ロ. : 40点、ハ. : 20点とします。）。計数がゼロである先の点数はゼロ点とします。

$$\text{(満点)} \times \frac{\text{応募先の順位}}{\text{計数がゼロでない先の数}}$$

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、①イ. からハ. までの計数毎に、計数の小さい先（ただし、計数がゼロである先を除きます。）から順位を付したものをいいます。

- ③ 対象先とする先

- ②による点数の合計値の高い先から順位を付し、その順位が、20位以内である応募先を対象先として選定します。

—— ②による点数の合計値が同じ先については、①イ. の点数の高い先から順位を付します。

7. 対象先選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。）。また、対象先として選定した先は公表します。

<日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ>

ETF貸付けの対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

以 上

ETF 貸付けの対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う ETF 貸付けの対象先となることを希望します。

1. 当方は、ETF 貸付けの対象先に選定された場合には、「ETF 貸付けの対象先選定基準・手続」の 2. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、「ETF 貸付けの対象先選定基準・手続」の 3. に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、ETF 貸付けの対象先選定に係る日本株等の借入残高、貸付残高および貸付先数を確認できる資料を速やかに提出します。
4. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

年 月 日 (注 1)

(金融機関等コード・4桁)

(金融機関等名) (注 2)

(役職名・代表者)

(注 3) 印 (注 4)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注 1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注 2) 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注 3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注 4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて 2 名まで記入して下さい）

	第 1 順位	第 2 順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
所在地：〒		

ETF貸付けの対象先選定に係る計数等

1. 本計数に関する連絡先
(優先順位を付けて2名まで記入して下さい。)

	第1順位	第2順位
部署名		
役職名		
氏名		
電話番号		
E-mailアドレス		

金融機関等コード	
金融機関等名	

提出日	
-----	--

2. 日本株等の借入残高および貸付残高

(単位) 億円^(注)

	2019年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
借入残高												
貸付残高												

(注) 億円未満も含めて合算し、合計値の億円未満を切捨て

3. 日本株等の貸付先数

(単位) 先

	2019年1月～12月
貸付先数	

以 上

ETF 貸付けの対象先選定への応募にあたっての留意事項

1. 「ETF 貸付けの対象先選定に係る計数等」の記入方法等

(1) 日本株等の借入残高および貸付残高（2019年1月～12月）

- ① 現金を担保とする日本株または日本株で構成される指数に連動する指数連動型上場投資信託受益権（以下「日本株等」といいます。）の証券貸借取引（取引相手の法域が日本であるものに限り、また、個人との取引を除きます。以下、同じです。）における各月末時点での残高（コラテラルサイドの金額）として下さい。
- ② 計数の算出に当たっては、次の点にご注意下さい。
 - イ. 同一法人内の国内の内部取引は報告対象外とすること。
 - ロ. 証券貸借取引とは、貸出者が、借入者に債券等を貸出し、当事者間で合意された期間を経た後、借入者が貸出者に同種・同量の債券等を返済する取引です。具体的には、基本契約書（MSLA、GMSLA、債券貸借取引に関する基本契約書、株券等貸借取引に関する基本契約書、その他各国の基本契約書をいいます。）に基づく取引をいいます。
 - ただし、上記契約書を使用している場合、無担保取引については対象外とするほか、上記契約書に基づかない取引（制度信用取引に紐づく証券金融会社との貸借取引を含みます。）は報告対象外として下さい。
 - ハ. 現金とは、円貨および外貨をいいます。
 - ただし、外貨の場合、日本円ベースに換算のうえ報告して下さい。なお、日本円への換算レートについては報告対象月の月末時点でのレートを利用して下さい。
 - ニ. 日本株とは、国内の金融商品取引所に上場されている株式（日本法に準拠して設立された株式会社の発行する株式をいいます。）であって、円建てで発行されているものをいいます。
- ③ 2019年1月1日から公募締切日までの間に、応募先が次に該当する場合の取扱

い（該当する場合は、その旨をご連絡下さい。）。

イ.（イ）他の法人との合併、（ロ）他の法人からの事業の全部譲受けまたは（ハ）他の法人からの会社分割による事業の全部承継があった場合

→（イ）から（ハ）までに関係する法人が、2019年1月1日から12月31日までの間に日本株等の借入または貸付けを行っていた場合、当該各法人の借入残高または貸付残高の合計を記入して下さい（ただし、当該各法人間の取引は除いて下さい。）。

ロ.（イ）他の法人からの事業の一部譲受けまたは（ロ）他の法人からの会社分割による事業の一部承継があった場合（一部譲受けまたは一部承継が行われた時点を「移管時点」といいます。以下同じです。）

→応募先が、一部譲受けまたは一部承継する事業に、日本株等の借入または貸付けが含まれている場合、当該法人が2019年1月1日から移管時点まで（移管時点が2019年12月31日より前のとき。）または2019年1月1日から12月31日まで（移管時点が2019年12月31日以後のとき。）の間に行った借入残高または貸付残高を加算して記入して下さい（ただし、当該各法人間の取引は除いて下さい。）。

ハ.（イ）他の法人への事業の一部譲渡または（ロ）他の法人への会社分割による事業の一部承継を行った場合

→応募先が、一部譲渡または一部承継する事業に、日本株等の借入または貸付けが含まれている場合、当該借入または貸付けは算入しないで下さい。この場合、一部譲渡または一部承継後、2019年1月1日から12月31日までの間に行った借入残高または貸付残高のみ記入して下さい。

ただし、一部譲渡または一部承継後に日本株等の借入または貸付けを行った場合であっても、当該取引先を一部譲渡または一部承継を行った相手に引継ぐことが、一部譲渡または一部承継の契約上定められているときは、当該借入残高または当該貸付残高は算入しないで下さい。

（2）日本株等の貸付先数（2019年1月～12月）

① 日本株等の証券貸借取引における貸付先数（2019年1月～12月の間に実際に行引を行った先数）として下さい。

② 貸付先数の算出に当っては、次の点にご注意下さい。

- イ. 貸付先とは、株券等貸借取引に関する契約を締結している先をいいます。
- ロ. 同一先との複数回の取引は1つとして数えて下さい（名寄せベース）。
- ハ. 信託勘定を有する金融機関の信託勘定および銀行勘定の双方との取引がある場合には、貸付先数は1先として数えて下さい。
- ニ. 業務を停止した貸付先についても、2019年1月1日から12月31日までの間に日本株等の貸付けがあれば貸付先として数えて下さい。

③ 2019年1月1日から12月31日までに、応募先の貸付先が次に該当する場合の取扱い

- イ. 応募先の貸付先が、上記期間中に新設合併または新設分割により事業の全部を承継した場合において、応募先が、合併・分割元の法人および合併・分割後の法人に対して、上記期間中に日本株等の貸付けを行ったとき
 - 合併・分割元の法人数と合併・分割後の法人数を貸付先数として下さい（例えば、2社が新設合併して1社が設立される場合において、そのすべてに対して日本株等の貸付けがあるときは、貸付先数は3先となります。）。
- ロ. 応募先の貸付先が、上記期間中に（イ）他の法人に吸収合併された場合、（ロ）他の法人を吸収合併した場合、（ハ）他の法人に事業の全部を譲渡した場合、（ニ）他の法人の事業の全部を譲受けた場合、（ホ）他の法人に会社分割により事業の全部を承継させた場合または（ヘ）他の法人から会社分割により事業の全部を承継した場合において、応募先が、（イ）から（ヘ）までに関係する各法人の何れに対しても、同期間中に日本株等の貸付けを行ったとき
 - （イ）から（ヘ）までが行われる前の貸付先の数を貸付先数として下さい（例えば、合併元2社のうち1社を存続会社とする吸収合併の場合において、当該合併元2社何れに対しても日本株等の貸付けを行ったときは、貸付先数は2先となります。）。

④ 2019年1月1日から公募締切日までの間において、応募先が次に該当する場合の取扱い（該当する場合には、その旨をご連絡下さい。関係する各法人の貸付先は名寄せして下さい。）

- イ. （イ）他の法人との合併、（ロ）他の法人からの事業の全部譲受けまたは（ハ）他の法人からの会社分割による事業の全部承継があった場合
 - （イ）から（ハ）までに関係する各法人が、2019年1月1日から12月31

日までの間に日本株等の貸付けを行ったときは、当該各法人の貸付先数の合計を記入して下さい（ただし、当該各法人間で取引を行ったときは、当該各法人は除いて下さい。）。

ロ．（イ）他の法人からの事業の一部譲受けまたは（ロ）他の法人からの会社分割による事業の一部承継があった場合

→ 応募先が、一部譲受けまたは一部承継する事業に、日本株等の貸付けが含まれている場合、譲渡会社または分割会社が 2019 年 1 月 1 日から移管時点まで（移管時点が 2019 年 12 月 31 日より前のとき。）または 2019 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（移管時点が 2019 年 12 月 31 日以後のとき。）の間に貸付けた貸付先数を加算して記入して下さい。

ハ．（イ）他の法人への事業の一部譲渡または（ロ）他の法人への会社分割による事業の一部承継を行った場合

→ 応募先が、他の法人へ一部譲渡または一部承継する事業に、日本株等の貸付けが含まれている場合、当該貸付先数は算入しないで下さい。一部譲渡または一部承継後に貸付けを行った貸付先数をご記入下さい。

ただし、一部譲渡または一部承継後に日本株等の貸付けを行った場合であっても、当該貸付先を一部譲渡または一部承継を行った相手に引継ぐことが、一部譲渡または一部承継の契約上定められているときは、当該貸付先は算入しないで下さい。

2. 自己資本比率等

○ 「ETF貸付けの対象先選定基準・手続」 5. (2) により、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出する場合には、同 5. (2) の①から④までの何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、次の資料を提出して下さい。

(1) 日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値。）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

(2) 監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証する書面

3. 対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社に対象先としての必須基準（「ETF貸付けの対象先選定基準・手続」の3.（1）から（6）まで。）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - （1）対象先が合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - （2）対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、ETF貸付けに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先とのETF貸付けについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上